



いけがみ・あきら  
73年、NHKに記者として入局。94年から『週刊こどもニュース』のお父さん役として活躍中。現在、NHK報道局記者主幹。著書に『相手に「伝わる」話し方』(講談社現代新書)、『そうだったのか! 現代史』(集英社)、『知っているつもりで説明できないニュースのことは』(幻冬舎)など多数。

# 「ペイオフ解禁拡大」って、 どういうこと?

世の中に溢れる難しい金融経済の話題や用語。「どうせわからないから」と諦めていませんか? それとも、わかった気になって話している? 少し想像力を働かせればわかりやすい説明はできる。第1回は「ペイオフ解禁拡大」について話そう。

「ペイオフ」はむずかしくない

あなたが金融機関に預金して、  
「ペイオフ解禁」になったら、  
どうしますか?

実は、個人の「ペイオフ」対策はむずかしくないのです。持っているお金を一〇〇万円ずつ別々の金融機関に預ければいいのですから。いくら大金を持っていても、これなら簡単ですよ。

ところが、世の中では「ペイオフ全面解禁迫る」とか「ペイオフ対策は万全か」とかいう見出しが躍ります。「ペイオフが完全に解禁になるから心配だ」という人もいますが、実は、日本の金融界が非常事態から平常に戻ることなのです。

預金者保護の仕組みだったのに

「ペイオフ」とは、英語の「pay off」(払い出す・清算)という意味です。金融機関が万一つぶれてしまったら、預けていたお金はどうなるのか。こんな預金者の不安の声に応えるため、「金

## 預金者等保護の姿

預金等の分類		平成17年4月から
決済用預金	当座預金・利息等のつかない普通預金等	全額保護 (恒久措置)
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
	外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)金融債(保護預り専用商品以外のもの)等	保護対象外

利息のつかない普通預金は、「決済用預金」として、これからも全額保護されます

融機関がつぶれても一定額の預金  
が戻ってくる」という仕組みを整  
備しました。これが昭和四十六年  
のことです。

ところが、こんな制度があるこ  
とを、日本人の多くが知りません  
でした。知ったのは、バブル崩壊  
後、銀行や信用組合が相次いで経  
営破綻してからのことです。

仕組みを知らない人たちは、  
「預金は一〇〇万円まで保護され  
ますよ」という説明に、「なに、  
戻って来ないお金があるのか!」  
と驚いてしまったのです。

本来、「ペイオフ」とは、「万  
のときでも大丈夫」という預金者  
保護の仕組みだったのに、「一〇  
〇万円を超えた部分が戻ってこ  
ないかも知れない」という反応を  
示した人が多かったのです。世の  
中には、そんなにお金持ちがいる  
のですね。

そこで日本政府は、緊急の対策  
として、「日本の金融システムが  
大丈夫になるまで、預金額はいく  
らでも政府が保証(保護)します」と  
いうことにしました。平成八年  
のことです。これを、「ペイオフ

の凍結」といいます。

### 「ペイオフ解禁」が拡大とは？

一時はどうなることかと思われた日本の金融システム。なんとか正常に戻ってきました。これまでも異常事態だったのですから、ここで平常に戻そうと、ペイオフ解禁へと動き出したのです。

まずは平成十四年四月、定期預金などの定期性預金について、凍結が解除されました。元本一〇〇万円までと、その利息について保護される、ということになったのです。逆に言えば、もし金融機関が破綻したら、それ以上のお金については、戻って来ない場合があるよ、ということなのですが。

そして今回、平成十七年四月から、普通預金に関しても、ペイオフが解禁になります。これを「ペイオフ解禁の拡大」と表現します。

「あれっ、ペイオフの全面解禁じゃないの？」と思った人、鋭いですね。実は、ペイオフが解禁になる普通預金は、利息がつくものだけ。利息がつかない普通預金や当

座預金などは、「決済用預金」（公共料金の引き落としなどに使う預金）として、これからも全額保護されます。そこで「ペイオフ解禁の拡大」と表現します。

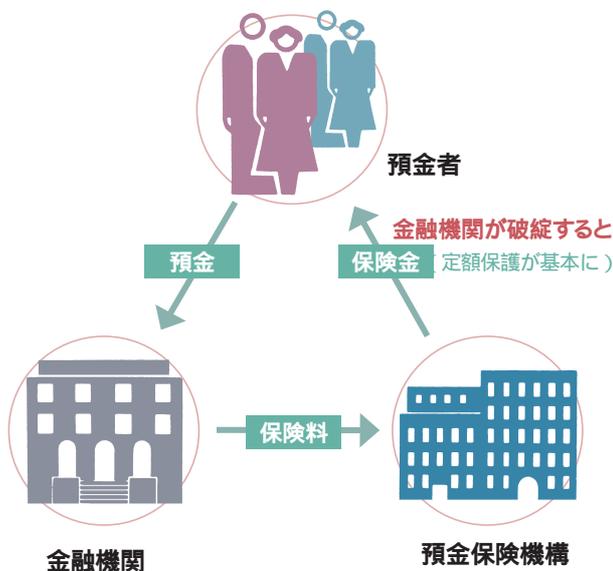
### ペイオフには「保険」がある

ペイオフ制度で、預金が一〇〇万円まで戻って来るのは、それに備えた「保険」があるからです。これを担当しているのが、「預金保険機構」です。

全国の金融機関が、あなたの預金の中から、一部を「保険料」として積み立てています。積立金は、経営破綻する金融機関が出たときに預金者への払い出しに使われま

す。  
ペイオフで保護される預金は一〇〇万円だといっても、それを超えた金額に関しても、破綻した金融機関の資産を処分して生まれた金額を預金者に分配します。個別の事情によりますがこれまでの

### 預金保険の仕組み



預金保険制度がうまく機能するためには、預金者、金融機関、預金保険機構の3者それぞれの役割が重要です。

例を参考にすると、五、六割程度は戻ってきそうです。

### 非常時から平常時へ

では、なぜ預金の全額を保護しないのでしょうか。それは、「モラルハザード」が起きやすいからです。預金が全額保護されれば、無責任な金融機関の経営者が資金繰りのため、高利の預金を集める。預金者も、金融機関の経営状態が悪いことを知っていても高利に誘われて預金する。経営破綻したら、こんなことで集まった預金に関してまで国民の資金を使って保護しなくてはならなくなる。

こんなことが起きる可能性があるからです。

ペイオフの解禁が拡大されれば、預金者は、「この金融機関に預金しても大丈夫かな」と自分の責任で経営を監視するようになるはず。つまり自己責任です。また、預金者の厳しい監視の目を受けて、経営者も努力するようになるはず。ペイオフには、こんな役割があるのです。

## 「ペイオフ解禁拡大」のポイント

「ここでは、日頃 私たちに寄せられている質問などをもとに、個人の皆さんが知っておくべきポイントについて、もう少し詳しく説明します。

### 1 制度と変更点

「預金保険制度」とは？」

預金保険制度とは、万が一金融機関が破綻した場合でも、皆さんの預金の一定額までと、決済のために振込んだ資金等を保護し、金融システム全体が不安定にならないようにするための制度です。

「預金保険制度って日本だけ？」

預金保険制度・ペイオフのないし同様の制度については、欧米諸国を中心に、現在、世界およそ八五カ国余りで採用しています。

「今回のペイオフ解禁拡大で平成十七年四月から何が変わるの？」(前頁の預金者等保護の表を参照)

金融システムが一層安定化に近づいたことなどを背景に、さらにペイオフ解禁の対象範囲が拡大されます。

変更点は、次の二つです。  
利息のつかない普通預金と当座預

金等は「決済用預金」として、引き続き全額保護(恒久措置)。

利息のつ

く普通預金等は、一般

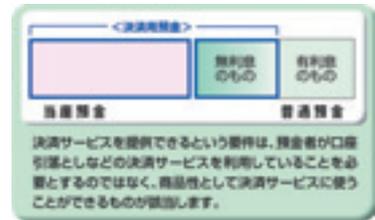
預金等の分類に含まれ、すでにペイオフ解禁の対象となっている定期預金などと合算して、「一金融機関ごと」に一人当たり元本一〇〇〇万円までとその利息等が保護される対象に変更。

### 2 預金保護のポイント

「保護の対象となる金融機関はどこ？」

対象の金融機関は、日本国内に本店のある、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会となります。

そして、これらの金融機関の海外支店、商工中金など政府系金融機関、外国銀行の在日支店については対象外となります。



農林中央金庫、農協、漁協など系統金融機関は、別途「農水産業協同組合貯金保険制度」に加入。  
郵政公社の郵便貯金は、政府によって元利金の支払が保証。  
その他の金融商品(預貯金等以外) 生命・損害保険会社は、「保険契約者保護機構」に加入。  
証券会社は、「投資者保護基金」に加入。

「ペイオフの保護の範囲って結局どうなるの？」(前頁の預金者等保護の表を参照)

- ・ 全額保護
- ・ 決済用預金にのみ適用
- ・ 定額保護
- ・ 一金融機関ごと預金者一人当たり元本一〇〇〇万円とその利息等が保護(一般預金等)
- ・ 保護対象外の預金等

### 全額保護について

「あらたに設置される決済用預金ってどんなもの？」

決済用預金とは「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という三要件を満たすものと定義されています。

つまり、利息がつかずに、いつでも引出しが可能で、公共料金の引き落とし等決済が可能な口座のことです。

決済用預金の準備・提供については、各金融機関によって対応が異なりますので、各金融機関の窓口等でご確認ください。

「なぜ決済用預金が設置され、引き続き全額保護になるの？」

これは、日本の資金決済手段の主流が、口座振込み・振替など預金口座を利用することが多いという決済慣習を踏まえ、金融機関が破綻した場合であっても一般の事業者や個人の皆さんの決済が確実に完了するために創設されたものです。

### 定額保護について

「定額保護の対象の預金等とは具体的にどんなもの？」

利息のつく普通預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託、金融債(保護預り専用商品に限る)のほか、これらの商品を用いた積立・財形貯蓄商品などが、一金融機関ごと預金者一人当たり定額保護の対象となります(以下、一般預金等という)。

「同じ金融機関に複数の口座がある場合どうなるの？」

破綻金融機関に同一の預金者が複数の預金等の口座を保有している場



合、一般預金等に関する口座を合算して元本一〇〇〇万円までその利息等が定額保護の対象となります。なお、この保護の対象金額を確定させる作業を「名寄せ」といいます。「金融機関が合併すると保護される金額はどのようになるの?」

金融機関が合併等した場合、その後一年間に限って保護される預金金額の範囲に特別措置が適用されます(当分の間)。

具体的には、保護される預金金額の範囲は、預金者一人当たりの上限額(元本一〇〇〇万円まで)に合併等に関わった金融機関数を掛けた金額とその利息までとなります。

「名寄せ作業において家族名義の取扱いはどのようになるの?」

家族であっても、夫婦・親子はそれぞれが別の法的主体となるため、その名義に従って別の預金者として取り扱われます。

ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として、保護の対象外となるため注意が必要です。

また、個人で事業を営んでいる方で、人事業用の預金は同一預金等として合算されますので、注意してください。

### 保護対象外について

「保護の対象外となる預金等とはどんなもの?」

皆さん個人に関わるものでは、外貨預金、譲渡性預金、他人・架空名義預金、導入預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)、などが該当します。保護対象外の預金等や定額保護を超える金額の預金等はどのようになるの?」

制度上は保護されない金額ですが、破綻した金融機関の財産状況等に応じて、支払われます(一部カットされる場合があります)。

### 借入金の取扱い

「破綻した金融機関に住宅ローンがある場合はどのようになるの?」

住宅ローンなど破綻した金融機関からの借入について、その契約内容や返済方法が変更になることはありません。ただし、皆さんからその金融機関に対して申し出をすることによって、預金等と相殺することができません。

相殺できない場合もありますので、詳しいことは各金融機関にお問い合わせください。

### 3 最後に皆さんへ

「解禁拡大の機会をきっかけに」

皆さん、今回の「ペイオフ解禁拡大」という機会を捉え、「ご自身やご家族の預金等について、もう一度見直すきっかけにされてはいかがでしょう?」

例えば、「あの預金は誰の名義になっている?」「引越した時、変更の

手続きはしているか?」「うちはどの金融機関に一体幾ら預けている?」「といった現状について、もう一度確認してみてください!」

さらに皆さんは、預金等金融資産も商品の一種という認識をお持ちでしょうか。食料品や車など商品を購入される場合、皆さん自身で商品の種類やメーカー、購入するお店などを選択し、その決定に責任を持っていらっしゃると思います。こうした点は金融資産についても同様なのです。自己選択と自己責任という意識を持つ必要があります。

「どの金融機関に預けるか?」「自分達の金融資産に対して、安全性・収益性・流動性の何を重視して、どのように配分していくのか?」といったことなど、この機会を通じてぜひお考え頂ければと思います。

預金保険制度について詳しくお知りになりたい方は、以下のホームページをご活用ください。

金融庁  
<http://www.fsa.go.jp/>  
 預金保険機構  
<http://www.dic.go.jp/>

マネー情報 **知るぽると**  
 金融広報中央委員会  
<http://www.shiruporuto.jp/>